寒川町住居表示審議会条例新旧対照表

| 寒川 凹 仕 店 表 示 畨 議 会 余 例 新 旧 对 照 表 | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 現行 | 改正案 |
| ~ 略 ~ | ~ 略 ~ |
| (組織) | (組織) |
| 第3条 審議会は、委員15人以内で組織す | 第3条 審議会は、委員11人以内で組織す |
| る。 | る。 |
| 2 (略) | 2 (略) |
| (委員及び臨時委員) | (委員及び臨時委員) |
| 第4条 <u>委員は、次に掲げる者のうちから</u> | 第4条 <u>委員は、次に掲げる者のうちから</u> |
| 町長が委嘱又は任命する。 | 町長が委嘱する。 |
| (1) 町議会議員 3人以内 | <u>(1)</u> 公募の町民 |
| (2) 学識経験者 2人以内 | (2) 学識経験者 |
| (3) 町の職員 2人以内 | <u>(3)</u> 関係機関の職員 |
| (4) 関係機関の職員 5人以内 | <u>(4)</u> 地域の代表 |
| (5) 地域の代表 3人以内 | |
| 2 (略) | 2 (略) |
| ~ 略 ~ | ~ 略 ~ |
| | 附 則 |
| | この条例は、平成27年4月1日から施行す |
| | <u>5.</u> |